

令和8年6月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

議案第55号	釜石市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を 求めることについて……………	5
議案第56号	釜石市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め ることについて……………	6
議案第57号	釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に 関し承認を求めることについて……………	7
議案第58号	釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること について……………	9
議案第60号	釜石市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例……………	10
議案第61号	釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例……………	11
議案第62号	釜石市市税条例の一部を改正する条例……………	12
議案第63号	釜石市印鑑条例の一部を改正する条例……………	13
議案第64号	釜石市介護保険条例の一部を改正する条例……………	14
議案第65号	釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例……………	15
議案第66号	釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例……………	16
議案第67号	釜石市立小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第68号	釜石市教育研究所設置条例の一部を改正する条例……………	18
議案第70号	釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の変更請負契約の締結に関 し議決を求めることについて……………	19
議案第71号	釜石大槌地区行政事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を 求めることについて……………	20
議案第72号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することに関し議 決を求めることについて……………	21

議案第55号

釜石市市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、令和8年4月1日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 軽自動車税関係

令和7年度末をもって軽自動車税の環境性能割が廃止され、軽自動車税が従来の種別割のみとなることに伴い、「軽自動車税種別割」の名称を「軽自動車税」に改め、環境性能割に係る規定を削る。

(2) 個人市民税関係

ア 各種の所得金額を合計して所得税額を計算する「総合課税」により課税される「特定大口株主配当等」について、法改正により配当等の支払時に住民税を特別徴収できる「特定配当等」に分類された。一方で、「特定配当等」の課税方式は納税義務者が選択できるとされているところだが、「特定大口株主配当等」の課税方式は「総合課税」が義務付けられていることから、引き続き「総合課税」を維持するため、所要の改正を行う。

イ 肉用牛の売却による事業所得について、一定の要件を満たした場合に当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する特例の適用期限を、令和12年まで3年間延長する。

ウ 優良住宅地造成等のために所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の所得割の額を軽減する特例の適用期限を、令和11年度まで3年間延長する。

(3) 固定資産税関係

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税を軽減する特例措置について、当該特例措置の対象施設を、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に規定する特別特定建築物全般(病院又は診療所、集会場、老人ホーム等の福祉施設、飲食店等を含む。)に拡充する。

3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：税務課)

議案第 56 号

釜石市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和8年総務省令第52号)が令和8年3月31日に公布されたことにより、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成23年総務省令第168号)の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、令和8年4月1日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限(対象施設等の取得期限)を、やむを得ない事情があった場合に限り令和9年度まで2年間延長する。
- (2) 本条例に係る固定資産税の課税免除について、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)による改正前の法律が引き続き適用されることに伴う所要の改正

3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：税務課)

議案第57号

釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号)が令和8年3月31日に公布されたことにより、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部が改正され、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行されたこと等に伴い、条例の一部を改正することに関し、令和8年4月1日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 課税限度額の引上げ等

ア 基礎課税額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げる。

イ 子ども・子育て支援納付金に係る課税限度額を「3万円」とする。

(国民健康保険税の課税限度額)

	令和7年度	令和8年度
基礎課税額	66万円	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	26万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金課税額	—	<u>3万円</u>
合計限度額	109万円	<u>113万円</u>

(2) 軽減の対象となる所得基準の算定における被保険者等の数に乘すべき金額の引上げ

ア 5割軽減の対象となる所得基準の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を「30万5,000円」から「31万円」に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる所得基準の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を「56万円」から「57万円」に引き上げる。

(令和8年度の国民健康保険税の軽減基準)

軽減割合	軽減の対象となる所得基準
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>31万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) + <u>57万円</u> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

備考

- 国民健康保険税の軽減は、世帯主並びに被保険者及び特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が軽減の対象となる所得基準以下の場合に適用される。
- 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人のうち、移行後も継続して同一世帯に属する人をいう。

3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：税務課)

議案第58号

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和8年内閣府令第10号)が令和8年3月16日に公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、令和8年3月31日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 多様なニーズを抱えたこどもの受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を充実させるため、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型又は事業所内保育事業を行う事業所(以下「小規模保育事業所等」という。)における保育士の数の算定に当たり、特定理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育指導業務に5年以上の従事経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。)を1人に限り保育士とみなすことができるものとする。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所等の保育士による支援を受ける体制を確保しなければならないこととする。

(2) 釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年釜石市条例第15号)附則第2項の規定による経過措置(※)について、満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限り、当該経過措置の適用期限を令和10年3月31日と定める。

※ 経過措置…保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、利用乳幼児の人数に応じた保育士配置基準を適用しないこととする措置をいう。当該条例改正において、保育士の数を次に掲げる区分に応じて当該区分に定める数に1を加えた数以上に改められた。

満3歳以上満4歳に満たない児童 「20人につき1人」 から 「15人につき1人」

満4歳以上の児童 「30人につき1人」 から 「25人につき1人」

3 施行期日

令和8年4月1日

(担当課：こども家庭センター)

議案第60号

釜石市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市役所の庁舎の移転に合わせて釜石市福祉事務所等の位置を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 改正する条例

- (1) 釜石市福祉事務所設置条例(昭和30年釜石市条例第37号)
- (2) 釜石都市計画事業野田定内地区土地区画整理事業施行条例(昭和44年釜石市条例第29号)
- (3) 釜石都市計画片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(平成25年釜石市条例第9号)
- (4) 釜石都市計画鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(平成25年釜石市条例第10号)
- (5) 釜石都市計画嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(平成25年釜石市条例第11号)
- (6) 釜石都市計画平田地区被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(平成25年釜石市条例第12号)
- (7) 釜石市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年釜石市条例第8号)

3 主な改正内容

釜石市役所の庁舎移転に伴い、事務所等の位置又は所在地を「天神町5番20号」に改める。

4 施行期日

釜石市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例(令和3年釜石市条例第20号)の施行の日

(担当課：生活環境課、地域包括ケア推進課、都市計画課)

議案第61号

釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員が他人の自転車を窃取して酒気帯び運転を行ったことを重く受け止め、職員に対する管理監督責任がある市長及び副市長の給料を減額するため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 市長の給料月額を令和8年7月1日から同年9月30日までの3か月間10%減額する。
- (2) 副市長の給料月額を令和8年7月1日から同年9月30日までの3か月間5%減額する。

3 施行期日

令和8年7月1日

(担当課：総務課)

議案第62号

釜石市市税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)が令和8年3月31日に公布されたことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部が改正され、その一部が令和9年1月1日等から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

ア 令和7年度の税制改正において所得税の基礎控除は引き上げられたが個人市民税の基礎控除は引き上げられなかったことに伴い、個人市民税において、配偶者や扶養親族を有する者又は本人が障がい者等に該当する公的年金受給者について扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直しするもの。

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を撤廃する。

ウ 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長し、令和12年までに居住を開始した場合を対象とする。

エ 個人市民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得又は雑所得については、他の所得と区分して計算し、当該所得金額に対して100分の3の税率により市民税の所得割を課するものとする。

(2) 固定資産税関係

家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点をそれぞれ引き上げる。

ア 家屋 「20万円」から「30万円」とする。

イ 償却資産 「150万円」から「180万円」とする。

(3) 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う引用する法令の条項番号の改正

3 施行期日

2(1)ア～ウ 令和9年1月1日

2(2) 令和9年4月1日

2(3) 令和10年1月1日

2(1)エ 金融商品取扱法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(担当課：税務課)

議案第63号

釜石市印鑑条例の一部を改正する条例

1 提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)が令和6年6月21日に公布されたことにより、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の一部が改正され、一部の規定を除き、令和8年6月14日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)に個人番号カードとしての機能を付加することが可能となることに伴い、これまで個人番号カードを用いて行うことを可能としていた印鑑登録証明の申請について、当該機能が付与された在留カード等を用いても申請できるよう規定を整備するもの。
- (2) 引用する法令の条項番号の改正

3 施行期日

公布の日

(担当課：市民課)

議案第64号

釜石市介護保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)が令和7年12月17日に公布され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

令和7年度税制改正により給与所得控除額が引き上げられたことに伴い、控除額引上げの範囲内で就労収入を増加させた住民税非課税者が、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正により介護保険料の算定においては住民税課税者として判定され、結果として介護保険料の増額による負担が生じる場合があることから、低所得者の負担軽減を目的として、介護保険料の減免の特例措置を規定するもの。

- (1) 介護保険法施行令の改正の影響により、令和8年度の介護保険料の算定において住民税課税者として判定された者のうち、令和7年度に住民税非課税であった者は、令和8年度においても住民税非課税者として判定する段階まで介護保険料を減免する特例措置を設ける。
- (2) 上記特例措置については、納付義務者の申請を不要とする。

3 施行期日

公布の日

(担当課：総合福祉課)

議案第65号

釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)が令和8年2月13日に公布されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、小規模保育事業において新たに「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、条例に当該事業の基準を追加するもの。

(1) 利用定員に関する基準

満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、6人以上19人以下とし、満3歳以上限定小規模保育事業者は、事業を行う事業所ごとに利用定員を定めるものとする。

(2) 保育の必要の程度による優先的な選考

満3歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みが利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 施行期日

公布の日

(担当課：こども家庭センター)

議案第66号

釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和8年内閣府令第3号)が令和8年2月13日に公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、小規模保育事業において新たに「満3歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、条例に当該事業の基準等を定めるもの。

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準は、条例第28条及び第29条に規定する小規模保育事業事業所A型の設備及び職員の基準(満3歳以上の幼児に係る部分に限る。)と同様とする。

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業者は、条例附則第3条の規定による連携施設に関する経過措置(※)の対象外とする。

※ 経過措置…連携施設の確保が著しく困難であって市が認める場合は、条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとする措置をいう。

3 施行期日

公布の日

(担当課：こども家庭センター)

議案第67号

釜石市立小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

小学校の統合に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

釜石市立白山小学校及び釜石市立栗林小学校を廃止しようとするもの。

3 施行期日

令和9年4月1日

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

議案第68号

釜石市教育研究所設置条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市役所の庁舎の移転に合わせて釜石市教育研究所の位置を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

釜石市教育研究所の位置を「只越町三丁目9番13号」から「天神町5番20号」に改める。

3 施行期日

釜石市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例(令和3年釜石市条例第20号)の施行の日

4 備考

釜石市教育研究所は、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び指導援助活動を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき設置している。

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

議案第70号

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

1 提案理由

令和6年3月14日に締結した釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の請負契約について、庁舎内の重要機器を雷や停電から保護するための機器及び大規模災害時における情報通信手段の多重化を図るための機器を追加設置すること等に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、工期は令和8年6月30日までである。(変更なし)

2 工事名

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事

3 契約金額

変更前	1,271,710,000円(うち消費税額及び地方消費税額 115,610,000円)
変更後	1,281,527,500円(うち消費税額及び地方消費税額 116,502,500円)
増額分	9,817,500円(うち消費税額及び地方消費税額 892,500円)

4 契約の相手方

(株)ユアテック・(株)興和電設特定建設工事共同企業体
代表者 岩手県釜石市松原町三丁目1番26号
株式会社ユアテック 釜石営業所

5 仮契約締結日

令和8年5月8日

6 備考

契約金額増額分の内訳

避雷器の追加設置による工事費	増	4,486千円
無停電電源装置の追加設置による工事費	増	1,178千円
情報通信手段多重化設備の追加設置による工事費	増	4,154千円

(担当課：新市庁舎建設推進室)

議案第71号

釜石大槌地区行政事務組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石大槌地区行政事務組合格約の一部変更の協議に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な変更内容

釜石市役所の庁舎移転に伴い、組合事務所の位置を「釜石市只越町3丁目9番13号釜石市役所内」から「釜石市天神町5番20号釜石市役所内」に変更する。

3 施行期日

釜石大槌地区行政事務組合格則で定める日

(担当課：総務課)

議案第72号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することに関し議決を求めることについて

1 提案理由

箱崎白浜・仮宿地区、大石地区及び橋野地区における公共的施設の総合整備計画を策定しようとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 計画の内容

(1) 箱崎白浜・仮宿地区(箱崎町第1地割～第4地割)

ア 道路新設改良事業

期 間 令和8年度から令和12年度まで

事業費 50,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 22,500千円)

事業内容 市道鵜住居8号線(仮宿トンネル)の補修工事を行うもの

(2) 大石地区(唐丹町字大石、向及び屋形)

ア スクールバス購入事業

期 間 令和8年度から令和12年度まで

事業費 5,035千円(うち辺地対策事業債の予定額 2,500千円)

事業内容 スクールバス導入から20年が経過し、車両の老朽化が進んでいることからスクールバスを更新するもの

(3) 橋野地区(橋野町全域)

ア 畜産業基盤整備事業

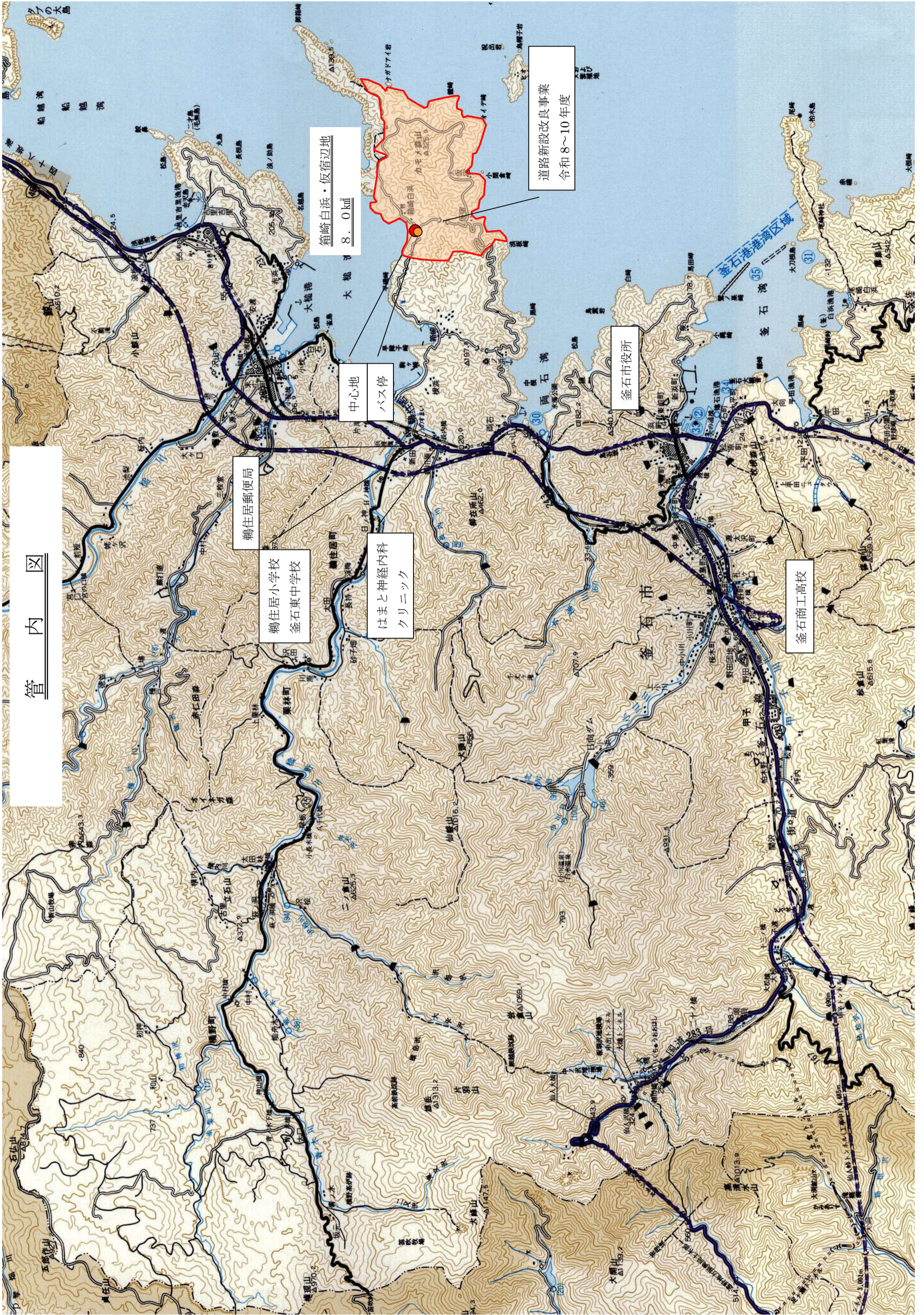
期 間 令和8年度から令和12年度まで

事業費 15,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 15,000千円)

事業内容 市道栗橋28号線及び栗橋34号線において、冬季間の積雪対策として待避所の確保及び丁字路の改良等を行うもの

(担当課：財政課)

管内図



管内図

釜石市役所

かまいいしべい眼科クリニック

釜石商工高校

唐丹郵便局

唐丹小学校
唐丹中学校

スクールバス購入事業
令和8年度

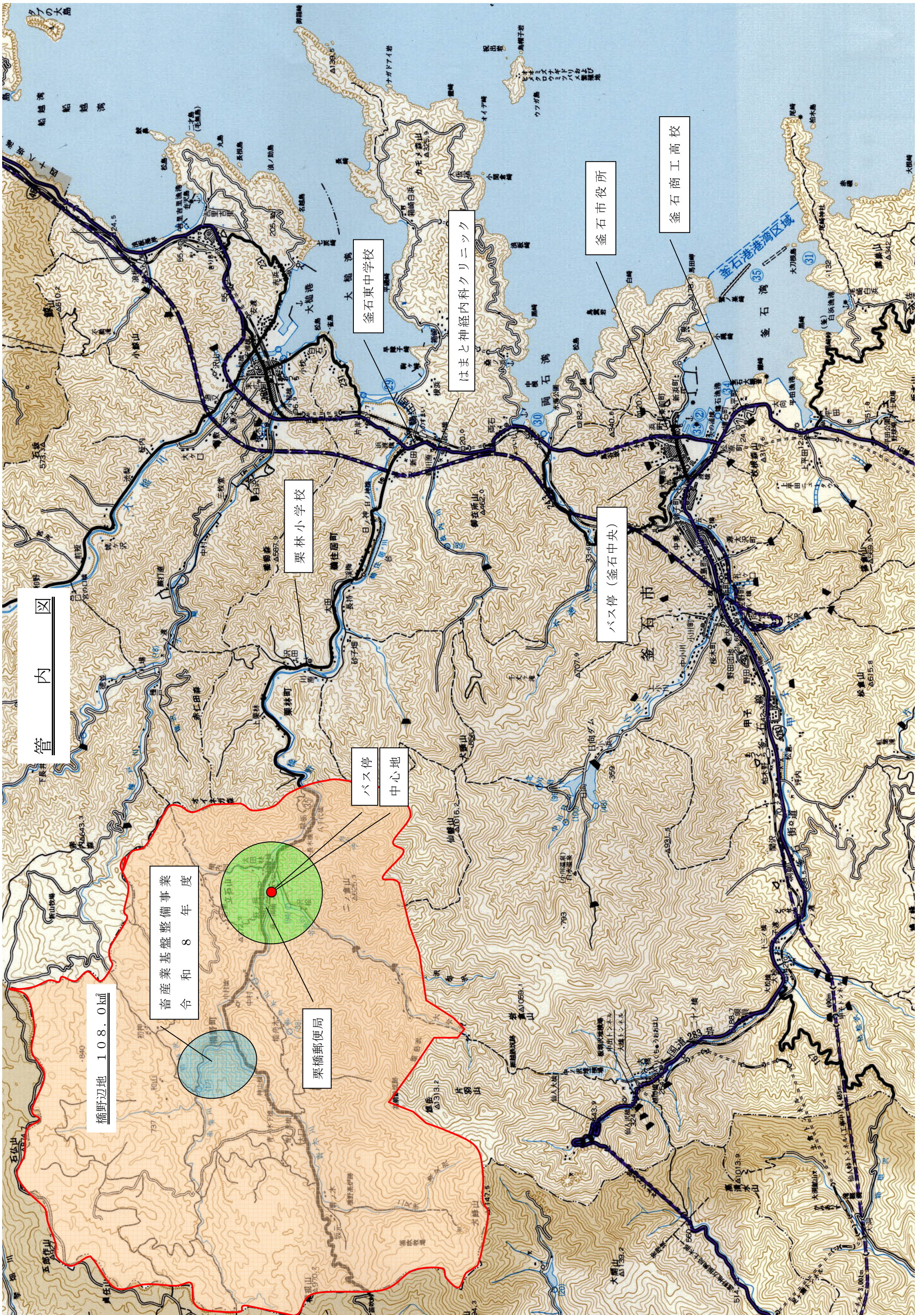
中心地

バス停

大石辺地 2.5km²

陸中海岸国立公園

五葉山県立自然公園



管内図

橋野辺地 108.0 km²

令和8年度
畜産基盤整備事業

栗橋郵便局

バス停

中心地

栗林小学校

金石東中学校

はまと神経内科クリニック

バス停(金石中央)

金石市役所

金石商工高校

金石港港湾区域

